

第4章 計画事業

計画事業	事業細目	事業細目内容	掲載ページ	
第1節 生きがいづくり事業	1 生涯学習活動の推進	(1) 学習機会の充実	28	
	2 社会参加の促進	(1) はつらつクラブ(老人クラブ)活動への支援	29	
		(2) シニア交流センター	29	
		(3) 老人福祉センター	29	
		(4) ボランティア活動の推進	29	
3 就労支援	(1) シルバー人材センターへの支援	30		
	(2) 高齢者無料職業紹介所及び松戸地域職業訓練センターとの連携	30		
4 介護保険施設等利用者への支援	(1) 生きがいづくり支援の研究・検討	30		
第2節 健康づくり・予防事業	1 健康づくりの推進(健康松戸21Ⅱの展開)	(1) 健康増進事業	31	
		(2) 健康づくり啓発事業	32	
		(3) 地区組織育成事業	32	
		(4) 健康教育	33	
		(5) 健康相談	33	
		(6) 健康診査・がん検診	33	
		(7) 感染症対策事業	34	
	2 介護予防の推進	(1) 基本チェックリストの実施	35	
		(2) みんなお元気クラブ	35	
		(3) 介護支援ボランティア制度の推進	35	
		(4) 介護予防のための普及啓発	36	
		1 日常生活の支援	(1) 配食サービス事業	36
			(2) ホームヘルパー派遣事業	36
			(3) 軽度生活援助事業	37
(4) 移送サービス事業	37			
(5) 高齢者住宅安心確保事業	37			
(6) 介護予防・日常生活支援総合事業	37			
2 高齢者世帯(ひとり暮らし高齢者等)の支援	(1) 緊急通報装置貸与事業	38		
	(2) 「孤独死ゼロ作戦」の取り組みと孤独死の実態把握	38		
3 認知症対策	(1) 脳の健康度テスト(ファイブコグテスト) ・脳の健康度アップ教室(認知症予防教室)	39		
	(2) 認知症サポーター養成講座	40		
	(3) 認知症高齢者等の見守り活動	40		
	(4) 徘徊高齢者探索サービス	40		
	(5) 認知症研究会	40		
	(6) 地域密着型サービスの整備	40		
	(7) 認知症情報の普及啓発	41		
4 介護する家族等への支援	(1) 介護者の集い	41		
	(2) 緊急時の短期入所支援	41		
	(3) 介護用品の支給	41		
	(4) 家族介護慰労事業	42		
5 高齢者の権利擁護	(1) 高齢者虐待防止に関する普及啓発	42		
	(2) 成年後見制度利用支援事業	42		
6 相談窓口の充実	(1) 高齢者を対象とする相談窓口	42		
	(2) 相談機関の連携強化	43		
第4節 居住環境整備事業	1 高齢者の住まいの確保	(1) 公的高齢者住宅の供給	43	
		(2) 多様な住まいの確保	43	
	2 住宅環境の整備	(1) 高齢者の住宅増改築支援事業(資金助成、資金貸付)	44	
		(2) 福祉用具・住宅改修支援事業	44	
第5節 防災・防犯・交通安全事業	1 防災対策	(1) 災害時要援護者の避難支援	44	
		(2) 家具転倒防止器具等の設置推進	45	
	2 防犯対策	(1) 松戸市警防ネットワーク	45	
		(2) まつど安全・安心シルバーネットワーク	45	
		(3) 自主防犯活動に対する支援	45	
		(4) 防犯活動用品の貸出	45	
		(5) 街頭防犯カメラ	46	
	3 交通安全教育	(1) 交通安全啓発事業	46	
		(2) シルバーリーダーの養成・指導	46	

計画事業	事業細目	事業細目内容	掲載ページ
第6節 高齢者にやさしいまちづくり 推進事業	1 人にやさしい安心して暮らせるまちづくり	(1) 人にやさしい公共施設整備指針に基づくバリアフリーの推進	46
		(2) 交通バリアフリー基本構想に基づく拠点整備の促進等	47
		(3) 公共交通機関のバリアフリー化の促進	47
		(4) 福祉有償運送	47
		(5) 市民への啓発	47
第7節 介護保険事業	1 介護保険サービスの充実	(1) 居宅サービス	48
		(2) 施設・居住系サービス	48
	2 サービスの質の確保及び向上	(1) 介護給付の適正化	49
		(2) 研修会の開催	49
		(3) 事業者の監督・指導・指定	49
		(4) 県との連携	49
		(5) 苦情への対応	50
	3 適切な運営・評価	(1) 介護保険運営協議会	50
		(2) 保険料収納率の向上	50
	4 低所得者への配慮	(1) 介護保険料の減免	51
		(2) サービス利用料の軽減等	51
	第8節 地域包括ケア推進事業	1 地域包括ケア体制の整備	(1) 日常生活圏域
(2) 地域包括支援センター			52
(3) 在宅介護支援センター			53
2 地域包括ケアを支える組織		(1) 市政協力委員	54
		(2) 民生委員・児童委員	54
		(3) 社会福祉協議会	54
		(4) 高齢者支援連絡会	54
		(5) 高齢者虐待防止ネットワーク	55
		(6) 市民後見協力員の養成	55
		(7) 高齢者の生活を支える市民活動の推進	55
3 介護と医療の連携		(1) 在宅医療	56
		(2) 医療機関との連携	56
4 関連計画との連携		(1) 松戸市地域福祉計画	57
	(2) 松戸市地域福祉活動計画(社会福祉協議会)	57	
第9節 施設整備事業	1 介護保険関連施設等の整備	(1) 施設サービス関連施設	57
		(2) 地域密着型サービス	58
		(3) 養護老人ホームとケアハウス	58
第10節 情報整備事業	1 情報提供の整備		58
第11節 計画の評価・推進		(1) 高齢者保健福祉推進会議	59
		(2) 介護保険運営協議会	59

第1節 生きがいつくり事業

高齢者がいつまでも住み慣れた地域で元気に生きがいを持って豊かな生活ができるよう、生涯学習活動の充実をはじめ、高齢者がこれまで培ってきた知識や経験を活かすための環境づくりを支援し、社会参画を推進します。

今後は、高齢者も地域社会を構成する一員として、地域社会の担い手となり活躍することができるよう、地域活動はもとより、雇用、就労環境の整備を進める必要があります。

また、介護保険施設等に入所されている人たちの生きがい感が低いことから、生きがい感の向上が図れるよう、施設と協働で取り組んでいく必要があります。

1 生涯学習活動の推進

団塊の世代の大量退職が進み高齢者の価値観も多様化する中で、生涯学習を通じての心の豊かさや生きがい感の充足の機会が求められていることから、これらのニーズに即した生涯学習活動の推進を図ります。

(1) 学習機会の充実

ア 千葉県生涯大学校

千葉県生涯大学校は、60歳以上の人新しい知識を身につけ、広く仲間づくりを図るとともに、学習の成果を地域活動に役立てるなど社会参加による生きがい感の高揚を図ることを目的として県内5地域に設置されており、その一つが本市の浅間台校舎（総合福祉会館内）となっています。今後も引き続き千葉県生涯大学校への支援を行っていくとともに、生涯大学校を卒業された人が数多く自発的に活動されていることから、これらの活動への支援も行います。

イ 公民館主催講座

公民館では、あらためて「松戸」に関することや「暮らしに身近な問題」を学習することで、60歳以上の市民の皆さんの自己の充実と地域での新たな仲間づくりのお手伝いなど、地域での活躍を応援する「まつど生涯学習大学講座」を開講しています。また、「まつど生涯学習大学講座」を修了した人が受講できる「まつど生涯学習大学専攻科」や地元の大学等と連携して現代社会のさまざまな課題を学ぶ「市民大学講座」等も開講しています。今後も、意欲を持った高齢者の生涯学習について、多種多様な学習機会の提供に努めます。

2 社会参加の促進

高齢者が身近な地域の中で、趣味の活動や生きがいづくりを通して、積極的に社会参加ができるよう、各種社会活動の啓発・普及を図ります。

また、地域において、相互連携の輪を広めることにより、地域内での「支え合い」、ひいては地域包括ケアシステムの一翼を担うことに発展していくよう、事業内容の工夫や交流機会の充実などを図っていきます。

(1) はつらつクラブ（老人クラブ）活動への支援

地域の高齢者の自主組織である「はつらつクラブ（老人クラブ）」は、近年会員数及び加入率（60歳以上の人口に占める老人クラブ会員数の割合）が僅かずつですが減少傾向にあります。

この傾向に歯止めをかけるべく、今後も、高齢者が地域の重要な一員として生きがいを持って活躍できるよう、健康増進、社会奉仕、教養講座、レクリエーション活動等を通じて地域社会との交流と老後の生活を豊かにする活動に取り組んでいる「はつらつクラブ」への支援を引き続き行っていきます。

(2) シニア交流センター

シニア交流センターは、高齢者の「はたらく」「まなぶ」「ふれあう」「つどう」をテーマとする生きがい対策の拠点として設置されており、元気高齢者の就労支援や生きがい活動の情報を収集し、発信する役割を果たしています。今後も、能力開発・活用のための研修事業等の自主事業をはじめとした各種事業を展開し、元気高齢者の皆さんが、いつまでも住み慣れた地域や家庭において自己の個性や能力を最大限に発揮し、生きがいをもって健やかに生活できるよう支援します。

(3) 老人福祉センター

市内に6ヶ所（建替え中で平成25年開所予定1ヶ所、分館1ヶ所を含む）ある老人福祉センターは、元気高齢者の生きがい、健康相談や機能回復訓練等の健康の増進、各種クラブ活動等の教養の向上、レクリエーションなどの機会を提供する場として、また、他世代との交流の場として、引き続き有効活用とサービスの内容の充実に努めます。

(4) ボランティア活動の推進

多くの元気高齢者が、地域の一員としての役割を持ち、高齢者のみならず全ての市民が相互に支え合い、共助の理念によるボランティア活動を展開することは、生きがいの面からも重要です。また、退職した人たちが、長年培ってきた知識や経験を活か

した新たな地域福祉活動の担い手としての活躍が期待されている中で、ボランティアをしたいと考えている高齢者を地域福祉活動へ結び付けていく“きっかけづくり”が求められていることから、松戸市社会福祉協議会、まつど市民活動サポートセンターとさらに連携を図り、ボランティアの育成及び啓発に努めます。

3 就労支援

高齢者が自ら培ってきた知識や経験が活かされるよう、多様化する就業ニーズに合った雇用・就労機会の確保を図っていきます。

(1) シルバー人材センターへの支援

高齢者の知識・経験・技能を生かし、健康や生きがいのために仕事をしたいと考えている皆さんに対して、一般家庭や民間企業、官公庁等から高齢者に向いている仕事を引き受け、提供しているシルバー人材センターを引き続き支援し、就労機会の拡大に努めていきます。

(2) 高齢者無料職業紹介所及び松戸地域職業訓練センターとの連携

高齢者が意欲と能力に応じて就業できる機会の確保を図るため、松戸市社会福祉協議会が市役所本庁舎内に設置している高齢者無料職業紹介所や、松戸地域職業訓練センター（テクノ21）と協力して、就労情報の提供や就業相談の拡充を図ります。

4 介護保険施設等利用者への支援

介護保険施設等の利用者が、自分らしくいきいきと生活でき、「こころのハリ」や「生きがい」を感じられるような方策を、介護保険サービス事業者とともに研究・検討していきます。

(1) 生きがいづくり支援の研究・検討

介護保険施設サービス利用者調査（市民アンケート）の結果、日常生活を送るなかで「こころのハリ」や「生きがい」を感じているかという質問に対し、「あまり感じていない」と「ほとんど感じていない」を合わせた『感じていない』が71.2%でした。

一方、一般高齢者調査（市民アンケート）の結果では「常に感じている」と「ときどき感じている」を合わせた『感じている』が72.5%で正反対の結果となっています。

これらの結果からも、介護保険施設等の利用者が自分らしくいきいきと生活できるよう、介護保険サービス事業者とともに研究・検討していきます。

第2節 健康づくり・予防事業

高齢者が活動的で生きがいのある生活を送ることができるよう、地域の社会資源と連携し健康づくりを展開するとともに、介護予防事業を実施していきます。

1 健康づくりの推進（健康松戸 21Ⅱ*の展開）

高齢者が心身ともに健康を維持・増進することは生きがい感の向上にとって大切です。

そこで、健康づくり計画「健康松戸 21Ⅱ」では、市民一人ひとりが自分の健康は自分で守り、つくる努力をするとともに、地域の様々な社会資源との連携によって、健康づくりを展開します。

（1）健康増進事業

高齢者の生活の質（QOL）を高め、高齢者がいきいきとした機能を保ちながら社会参加することが可能な期間（健康寿命*）の延伸と、日常生活を保障する身体的能力（生活機能）の維持増進を図ります。

ア 高齢者運動教室

手軽で簡単な内容のストレッチ体操、リズム体操、筋力トレーニング等のプログラムを、比較的軽度の運動強度で、安全に実施します。コースは3か月の基礎コースを終了後、1年の継続コースを実施します。

平成25年度からは基礎コースのみを実施し、運動の継続については、協働事業*により立ち上がった運動教室や市内の自主運動グループの活用を進めていきます。今後は、3か月の基礎コースにおいて運動習慣のきっかけづくりを行ない、それを継続できる人が増えるように支援していきます。

イ はり、きゅう、あん摩等施術費の助成

健康の維持増進を目的に、はり、きゅう、あん摩等の施術を受ける人に対し、施術に要した費用の一部を助成します。

ウ 60歳からの食生活講座

食事づくりの楽しさを体験しながら、健康と食生活について学び、今後も健やかな生活を送るための支援をします。

(2) 健康づくり啓発事業

市民が自らの健康づくりに主体的に取り組むための正しい知識の普及と意識の啓発を行います。

ア 健康コンテスト・グラウンドゴルフ大会

松戸市ご長寿ハッピーコンテストを実施し「自分の健康は自分でつくる」という健康づくり意識の向上を推進します。

イ 健康診査啓発事業

「自分の健康は自分でつくる」という主旨のもと、健康診査の意義の周知及び受診の動機付けを図ります。

ウ 健康手帳の交付

健康診査等の記録を記載し、自らの健康管理と適切な医療の享受に役立てるため、健康手帳を交付します。

エ 自殺対策

自殺者を減少させるために市民一人ひとりの気づきと、見守る環境づくりに力を入れていきます。

(3) 地区組織育成事業

「自分の健康は自分で」という個人の枠を超え、「健康づくりは地域の中で」と近隣住民の健康づくりに関心を持ち、地域の中で健康に関する活動ができる市民を育成しています。

ア 健康推進員*活動

自分・家族・近隣住民の健康に関心を持ち、健康的な生活のための行動や働きかけについて学習をした健康推進員が、隣近所との付き合いの中で健康知識の普及をしたり、町会等の高齢者を対象とした活動に参加するなど、高齢者の健康づくりを引き続き支援していきます。

イ 食生活改善推進員*活動

食生活について学習をした食生活改善推進員が、高齢者対象の料理教室に協力するなど、高齢者の食生活改善を支援していきます。

ウ ヘルスボランティア*活動

健康づくりに関心をもち、健康について学習をしたヘルスボランティアが、「地域のつどい」等の活動を引き続き支援していきます。

(4) 健康教育

自分自身の健康状態を正しく理解し、健康を維持するための行動変容が図れるように、指導や教室を開催します。

ア 健康教育（保健師、栄養士、歯科衛生士、理学療法士*）

高齢者が自分自身の健康状態を正しく理解し、実践に結びつく健康教育を展開します。

イ 特定保健指導*

糖尿病などの生活習慣病*を予防するために、特定健康診査*の判定結果に基づき、危険因子に応じた保健指導を実施します。

(5) 健康相談

市民の健康に関する相談に、専門職が面接や訪問で応じます。

ア 健康相談事業

市民が気軽に健康について相談できるよう、市役所及び支所内にある市民健康相談室で、開庁時はいつでも保健師が健康相談に応じます。また保健福祉センターでも、保健師のほか、栄養士・歯科衛生士・理学療法士・看護師等の専門職が電話での相談に応じます。相談内容により地域や他機関と連携を図る等、市民の身近な相談機関として多様な相談内容に対応できる体制づくりを推進します。

イ 訪問指導

疾病予防、心身機能や生活機能の維持・向上、健康の保持・増進を目的として、保健師・理学療法士・栄養士・歯科衛生士が在宅で療養している人や、健康診査の結果等で保健指導が必要な人等に対して家庭訪問を行います。また、生活習慣病の予防、保健・医療・福祉サービスの活用方法に関する相談や調整など、介護予防に重点をおいた保健指導を推進します。

(6) 健康診査・がん検診

高齢期の健康づくりにつなげるために成人期から健康診断及びがん検診を実施して、健康の保持増進のための支援を行います。

ア 特定健康診査（40歳～74歳）

生活習慣病を予防し、受診者が健康を維持するために自分の健康状態を把握し、適切な健康行動（受診や相談、生活習慣の改善）を起こすことを目的として引き続き実施していきます。

イ 後期高齢者の健康診査（75歳以上）

生活習慣病を早期に発見し、重症化を予防することを目的として引き続き実施していきます。

ウ がん検診

胃がん・子宮がん・肺がん・乳がん・大腸がん検診を実施し、また、受診率の向上に努めながら、健康の保持・増進のための支援を行います。

エ 結核住民健康診断

結核の早期発見により感染拡大を予防するとともに、健康保持のための支援を行います。

オ 女性の健康づくり推進事業

健診を受ける機会の少ない35歳～39歳の女性を対象に健康診査を実施し、健康の保持・増進のための支援を行います。

カ 骨粗しょう症検診

骨粗しょう症になりやすい35歳以上の女性を対象に、健康状態の把握と介護予防を含めた生活改善の支援を行います。

キ 成人歯科健康診査

高齢期に自分の歯を十分保有し、質の高い生活が送れるようにするために歯科健康診査を実施し、健康づくりを支援します。

(7) 感染症対策事業

感染症対策として検査や予防接種を行い、発病や重症化の防止を図ります。

ア インフルエンザワクチン接種事業

加齢に伴う身体機能の低下により症状が重くなりやすい高齢者に対して、「予防接種法」に基づき、引き続き発病や重症化の防止を図るため、インフルエンザの予防接種を行います。

イ 肝炎ウイルス検査

肝炎ウイルス検査を実施し、健康悪化の予防を支援します。

2 介護予防の推進

高齢者が介護予防を行うことを通じて、自己実現に取り組み、活動的で生きがいのある生活や人生を送ることができるように、本人の選択に基づき包括的に介護予防事業を実施します。

また、様々な機会をとらえて介護予防に関する情報提供を行い、知識の普及・啓発を行います。あわせて、地域で行われている自主的な取り組みについて、情報を収集し、提供できるように努めます。

(1) 基本チェックリスト*の実施

65歳以上で要支援・要介護認定を受けていない人に対して「基本チェックリスト」を実施し、「みんなお元気クラブ」への参加が必要な人（二次予防事業対象者*）を把握します。実施にあたっては、本人だけでなく、地域の関係機関等と連携を図り、より多くの二次予防事業対象者の把握に努めます。

(2) みんなお元気クラブ

二次予防事業対象者に対して、生活の質向上等を目指して国が作成したマニュアルを基本として、下記の事業を実施します。また、介護予防手帳を作成・配布して、介護予防事業実施状況の記録等を記載し、セルフケア*につながるよう促します。

ア 運動器の機能向上教室

ストレッチや有酸素運動*、簡易な器具等を使う運動を行います。

イ 栄養改善教室

個別での栄養相談や集団での栄養教育を行います。

ウ 口腔機能向上教室

口の中のお手入れや、食べる・飲み込む機能の体操等を行います。

エ 認知機能向上教室

全身運動や手先を使った趣味活動、栄養の改善や仲間づくりを通し、体と心を活発にすることで脳の活性化を促します。

(3) 介護支援ボランティア制度の推進

高齢者がボランティア活動に参加して、自らの健康増進を図り介護予防につなげることを目的としたボランティア制度に取り組みます。本制度は、介護保険施設等での

ボランティア活動実績に応じてポイントを付与し、そのポイントを還元できるシステムです。

自主的なボランティア活動を通じて、高齢者の社会参加といきいきとした生活を推進し、介護予防への取り組みを支援します。

(4) 介護予防のための普及啓発

介護予防に関する基本的な知識を普及啓発するパンフレット等を作成・配布し、また、パートナー講座、認知症サポーター*養成講座及び専門職や有識者による講演会により直接情報提供することで、あらゆる年齢層に対して介護予防の意識を高めるよう努めます。

第3節 地域生活支援事業

高齢者が安心して住み慣れた地域や自宅で暮らし続けられるよう、高齢者やその家族を支援する介護保険サービス以外の日常生活支援を行うとともに、認知症対策や虐待防止など、高齢者とその家族を取り巻く様々な課題への対応を推進します。

1 日常生活の支援

いつまでも住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう、介護保険サービス以外の日常生活支援事業等の充実に努めます。

(1) 配食サービス事業

在宅で食事の用意が困難なひとり暮らし高齢者等の食生活の改善や健康の維持増進を図るため、事業者が、直接、夕食を手渡し、安否の確認を行います。日常的に生活相談等のコミュニケーションに努め、必要に応じて地域包括支援センター等に報告するとともに、異常を発見した場合には、速やかに関係機関に連絡をとります。

(2) ホームヘルパー派遣事業

身体機能の低下等により日常生活に支障があるが、介護保険で非該当と認定された高齢者に対し、ホームヘルパー（訪問介護員）を派遣し、在宅での自立した日常生活が継続できるよう、支援を行います。また、定期的にサービス利用者の状態を把握し、必要があれば介護認定申請を促すとともに、事業のあり方についても見直しを行います。

(3) 軽度生活援助事業

在宅のひとり暮らし高齢者等に対し、日常生活における軽度な援助サービスを提供し、いつまでも在宅で自立した生活が送れるよう支援します。また、市民に制度の周知を行い、介護保険では対象外となるサービスに対応できるようにしていきます。

(4) 移送サービス事業

家に閉じこもりがちで虚弱であるが、介護保険で非該当と認定された高齢者が、閉じこもり予防のため、身近な社会参加の場に積極的に参加できるよう、タクシー利用料の一部を助成します。また、市民に制度の周知をするとともに、サービス利用後の評価を行うなど、事業内容の見直しを行っていきます。

(5) 高齢者住宅安心確保事業

高齢者専用市営住宅である「シルバー中金杉」の入居者に対し、日常生活の安全、緊急時の一時的な対応を図るため、引き続き生活援助員*を派遣し、いきいきと安心して暮らせるよう支援します。また、関係者会議を開催するなど、生活援助員と市、関係機関の連携強化を図ります。

(6) 介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・日常生活支援総合事業は、地域の実情に応じて、多様なマンパワー*や社会資源の活用等を図りながら、要支援者・二次予防事業対象者に対して、介護予防や配食・見守り等の生活支援サービス等を、市町村又は特別区（以下「市町村」という）の判断により、総合的に提供することができる事業です。

本事業を実施することで、高齢者のニーズにあった柔軟なサービスの提供が可能になり、また、介護予防に資する、元気高齢者等の活躍の場の確保につながる等の効果も期待できます。

そこで、国の示す制度の詳細に基づき、平成24年度に検討を行い実施に向けた判断を行います。また、実施に関する判断を行うにあたっては、既存の日常生活支援サービスとの整合性を図るとともに、見直しを予定しているホームヘルパー派遣事業や移送サービス事業との調整を図ります。

なお、本事業の実施にあたっては、利用者の自立支援に寄与するよう制度設計と基盤整備を行い、本計画期間中の実施を目指します。

2 高齢者世帯（ひとり暮らし高齢者等）の支援

増加するひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯などが地域で孤立せず、安心して生活できるような、地域での見守りなどの仕組みづくりを推進していきます。

(1) 緊急通報装置貸与事業

ひとり暮らし高齢者が、住み慣れた地域で、いつまでも安心して暮らせるように、急病などの緊急時に速やかに関係機関に通報ができ、迅速かつ適切な対応ができるように、緊急通報装置を貸与します。また、消防署と連携し、非常時に対応できる体制づくりに努めていきます。

(2) 「孤独死ゼロ作戦」の取り組みと孤独死の実態把握

「ひとり暮らしで、誰にも看取られることなく、亡くなる」という孤独死の課題が全国的に注目されています。本市の常盤平団地における取り組みが契機となり、マスコミ報道はもとより、厚生労働省は「孤立死ゼロ・プロジェクト」事業を開始し、「安心生活創造事業」を通して、孤立死を防ぐポイントとして全国的にモデル事業を展開して、さらに「地域支え合い体制づくり事業」を実施しています。

本市では、「まつど孤独死予防センター」、孤独死の実態調査の活用、居場所「いきいきサロン」づくり、見守り安否確認の支援、あいさつ運動の支援等について協働しながら支援策を講じます。合わせて孤独死予備軍について検討します。

孤独死の実態把握についても引き続きそのデータの作成に努め、全市的に「孤独死ゼロ作戦」の取り組みを支援します。

この他、孤独死の課題が全国的に関心の的になっていることを受け、情報発信に努めます。合わせて、孤独死に関する国や県の取り組み課題を推進します。

常盤平団地孤独死ゼロ作戦（4つの課題）は次の通りです。

一常盤平団地—孤独死ゼロ作戦（4つの課題）

1. 孤独死を発生させる社会的背景

- ① 高齢化の進展とひとり暮らしの増加
- ② 都市化に伴う近隣関係の希薄化
- ③ 核家族化の普遍化
- ④ 長期不況とリストラ、失業

2. 孤独死の実態把握

- ① ひとり暮らしの実態把握と「あんしん登録カード」集約
- ② 事例を深く知り、学んで生かす（事例研究）
- ③ サービス制度、システムの活用

3. 8つの対策

- ① 孤独死した場合、早期発見・早期対応
- ② 65歳以上ひとり暮らし「あんしん登録カード」の呼びかけ

- ③ ひとり暮らしへの対応（訪問、助け合い、見守り活動、安否確認、各種サービス制度の紹介、介護保険の活用等）
- ④ 「通常時」及び「緊急時」の通報ネットワークの活用
- ⑤ 「向こう三軒両隣」の呼びかけ（地域コミュニティの推進）
- ⑥ 福祉よろず相談業務の充実
- ⑦ 関係団体との連携
- ⑧ 行政との協働と役割分担

4. いきいき人生への啓蒙、啓発

- ① 地域福祉の事業活動への住民参加
- ② 「いきいきサロン」の運営と住民の利用
- ③ 「とじこもり」をなくし、出会いの奨励
- ④ 「あいさつ」運動の呼びかけ
- ⑤ 仲間づくりへの配慮
- ⑥ ユーモア感覚の開発と「笑い」の効用研究
- ⑦ 配偶者を亡くしたあとの「立ち直り」への励まし
- ⑧ 「死への準備教育」の研究（死をタブー視しない）
- ⑨ 「快食」「快便」「快眠」の奨励
- ⑩ その人に見合う運動、スポーツの実行
- ⑪ 日常の生活習慣の改善
- ⑫ その他

常盤平団地「孤独死ゼロ作戦」のとりくみ
10年間のまとめ
常盤平団地地区社会福祉協議会発行より

3 認知症対策

高齢化に伴い、認知症の症状がある人は年々増えており、今後も更に増加することが見込まれます。「認知症になっても安心して暮らせる街♡まつど」を目指して、関係機関との連携・支援・ネットワークづくりを念頭に置き、認知症対策の7つの課題（12ページ参照）に基づいて以下の認知症対策を推進していきます。

（1）脳の健康度テスト（ファイブコグテスト*）・脳の健康度アップ教室（認知症予防教室）

脳の5つの知的な働き（記憶・注意・言語など）を確認するためにファイブコグテストの場を設け、この結果に従ってアルツハイマー型認知症*を予防するために強化すべき生活習慣について学ぶ脳の健康度アップ教室を開催します。なお、教室の開催場

所や回数を見直しを行い、より多くの市民が参加しやすい方法で開催するよう努めます。

また、脳の健康度アップ教室のプログラムを実施する支援者及び地域での認知症予防の活動を推進する人材として、ファシリテーター*を今後も養成します。

(2) 認知症サポーター養成講座

地域や教育現場、職域など幅広く様々な年代に対し、認知症サポーター養成講座を開催することで、認知症に関する正しい知識と対応の基本的な心構えを普及啓発します。

(3) 認知症高齢者等の見守り活動

高齢者を地域全体で温かく見守っていくために、認知症サポーター養成講座の受講者に対して「オレンジ声かけ隊*」への登録を推進します。「オレンジ声かけ隊」は、日頃からの挨拶や積極的な声かけ活動を行い、手助けが必要な高齢者を見かけた場合等には、できる範囲での手助けをする「あんしん一声運動」を行います。

今後は、「オレンジ声かけ隊」が「あんしん一声運動」を地域に広げていけるよう、認知症に対する理解を深めるための研修の場を設けます。

また、松戸警察署・松戸東警察署と連携を図り、認知症の高齢者が行方不明になった時、早期に保護することを目的とした、防災行政用無線を活用した探索を引き続き行っていきます。

(4) 徘徊高齢者探索サービス

認知症等による徘徊症状のある高齢者の介護者に、探索サービス機器の情報を提供するとともに、その利用料の助成を行います。また、利用者が減少していることから、市民に制度の周知を行い、軽量で身につけやすい機器開発の動向把握に努めるとともに、市民のニーズに合った事業内容への見直しを検討していきます。

(5) 認知症研究会

本研究会の委員は、医師、認知症の人と家族の会、介護保険事業者、地域包括支援センター、在宅介護支援センターから構成されており、7つの課題について検討し認知症対策の推進を図ってきました。今後も松戸市の認知症対策の検討・議論の場として、認知症の正しい理解の啓発、予防、早期発見や早期支援について、医療と介護の顔の見える連携のもと取り組んでいきます。

(6) 地域密着型サービスの整備

今後、ますます増加していく認知症高齢者に対応できるよう、認知症高齢者の人が

日常生活に必要な入浴・排泄・食事の介護などの身の回りのお世話や機能訓練を施設などで受ける認知症対応型通所介護*（認知症デイサービス）や、家庭的な環境のもとで共同生活をする認知症対応型共同生活介護*（グループホーム）について、市では事業者の参入を促進し、基盤の整備に努めます。

（7）認知症情報の普及啓発

「認知症になっても安心して暮らせる街♡まつど」を目指して、認知症に関する正しい知識や予防から対応まで総合的な情報を講演会、ホームページ、広報まつど、リーフレット*等で周知していきます。

4 介護する家族等への支援

介護が必要になっても住み慣れた自宅で暮らし続けることができるよう、キーパーソン*である家族等の支援に努めます。

（1）介護者の集い

認知症の症状がある人の介護者をはじめ、寝たきりや病弱な人の介護者等を対象として、市内 3 ヶ所で「介護者の集い」を開催しています。集いでは、自宅での介護経験や、日頃抱えている悩みなどを共有し、情報交換を行います。介護者が一人きりで悩むことがないように、地域の専門職が共に考え、家族の介護を支援します。

（2）緊急時の短期入所支援

平成 24 年度介護報酬改定により、緊急短期入所ネットワークに代わり、介護老人福祉施設等への緊急的な短期入所を活用するための空床確保の仕組みが、新たに導入されます。この改定に伴い、これまで取り組んできた松戸市緊急ヘルプネットワークの見直しを行うとともに、今後も、在宅の要支援・要介護認定者の介護者が急な病気により介護ができなくなったとき等には、介護老人福祉施設等と連携し、介護者が不在の間も要支援・要介護認定者が施設等で必要なサービスを利用できるよう支援します。

（3）介護用品の支給

在宅で要介護認定者等を介護している家族に対し、紙おむつ等を支給することにより、介護をしている家族の経済的負担を軽減します。

今後も引き続き、適正な給付に努めるとともに、市民が利用しやすい事業運営について検討していきます。

(4) 家族介護慰労事業

介護保険サービスを利用せずに在宅で重度の要介護認定者等を介護する家族に対し、介護の精神的、経済的負担の軽減を図るために家族介護慰労金を支給します。

また、市民へ制度の周知を行うとともに、地域包括支援センター及び在宅介護支援センターと連携し、受給者の状況把握を行います。

5 高齢者の権利擁護

高齢者が自分らしく尊厳を持って生活できるよう、また、判断能力が不十分になった場合にも本人の自己決定が尊重されるよう、高齢者虐待防止や成年後見制度についての情報提供を積極的に行い、地域包括支援センター等の関係機関と連携を図りながら、適切な制度やサービスにつながるよう支援します。

(1) 高齢者虐待防止に関する普及啓発

高齢者虐待に関するリーフレット・ポスターの配布や、広報まつど・ホームページを活用し情報提供を行います。また、高齢者虐待防止マニュアルの作成や、在宅や施設等で高齢者支援に携わる専門職向けの研修会開催、地域包括支援センター主催の市民向け講演会の開催等、高齢者虐待防止ネットワーク（55 ページ参照）との連携を軸に、予防から再発防止までを視野に入れた普及啓発に努めます。

(2) 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の理解と利用促進を図るために、パンフレットの作成や講演会の開催等普及啓発活動に取り組みます。また、成年後見人の担い手となる職能団体*やNPO法人、日常生活自立支援事業を担う社会福祉協議会等と連携を図り、より制度が利用しやすくなるよう申し立て支援に努めます。 【53、55 ページ参照】

6 相談窓口の充実

高齢者をめぐる様々な問題に早期に対応できる相談体制の充実が求められていることから、高齢者を対象とした相談窓口の充実・周知を図ります。

(1) 高齢者を対象とする相談窓口

高齢者やその家族のあらゆる相談をワンストップ*で受ける窓口として地域包括支援センター及び在宅介護支援センターがあります。今後は地域包括支援センターを増設し、相談体制を充実するとともに、市民への周知を図ります。

(2) 相談機関の連携強化

松戸市薬剤師会が推進する「健康介護まちかど相談薬局*」では、介護福祉に関する市民の不安、悩みの相談に応じています。

また、高齢者に特化した相談機関以外にも、中核地域生活支援センター*、社会福祉協議会、市民健康相談室、消費生活センターなどの福祉や健康、生活に関する相談窓口があります。

今後は、地域包括支援センターが中心となり、それぞれの機関が互いの役割を理解し、有機的な連携が図れるよう努めます。

第4節 居住環境整備事業

高齢者が住み慣れた地域で生活を送るためには、自立や介護に配慮した住まいの確保や住宅環境の充実が重要であることから、良質な住宅の確保や住宅の増築や改築に係る資金への支援などを推進します。

1 高齢者の住まいの確保

高齢者が住み慣れた地域でいつまでも暮らし続けることができるよう、住宅政策部門と連携し住宅の提供を図るとともに、多様なニーズに応えるために住まいの安定確保を図っていきます。

(1) 公的高齢者住宅の供給

(市営住宅の高齢者世帯等の住宅確保、県・県公社への整備要請、都市再生機構への要請等)

高齢者が住み慣れた地域でいつまでも住み続けられるための生活基盤となる住宅については、市営住宅はもちろんのこと、千葉県・千葉県住宅供給公社や都市再生機構(UR都市機構)へも住宅整備を要請し、安全で快適な住宅の確保に努めます。

(2) 多様な住まいの確保

高齢者の多様な住宅ニーズに応えるため、新たに高齢者の居住の安定確保に関する法律の改正を受け創設されたサービス付き高齢者向け住宅や介護付有料老人ホーム、住宅型有料老人ホーム等についても、介護保険の給付費を勘案しながら一定量の整備に努めます。

2 住宅環境の整備

高齢者が住み慣れた地域でいつまでも住み続けることができるよう、心身機能の低下や障害の程度に応じた住宅のバリアフリー*化を推進するために、住宅の増改築、改修等に関する費用助成、資金の貸付などの各種支援を図っていきます。

(1) 高齢者の住宅増改築支援事業（資金助成、資金貸付）

高齢者がいつまでも住み慣れた地域で生活できるよう、また要支援・要介護状態になっても、在宅で自立した生活が送れるよう、住宅の増改築や改修に係る資金の助成や貸付を行います。資金助成については、今後も事前申請や現地確認等により、給付の適正化に努めます。

(2) 福祉用具・住宅改修支援事業

ケアマネジャー（介護支援専門員）*のいない要介護高齢者等が、適切に福祉用具の購入や住宅改修が利用できるように相談・支援を行います。また、必要に応じて、住宅改修の実施に際して、ケアマネジャー（介護支援専門員）が理由書を作成した場合に、その費用を助成します。

第5節 防災・防犯・交通安全事業

平成23年3月11日に発生した東日本大震災を教訓とし、大規模災害発生時に心身機能が低下している高齢者等を守るため、家庭や地域における防災対策を推進するとともに、地域の防犯体制の向上と防犯対策の強化を図るため、行政や市民、地域の団体、関係機関等の理解と協力を得ながら、地域性を考慮しつつ地域ぐるみの取り組みとして展開できるよう努めます。

1 防災対策

ひとり暮らし高齢者や要介護度が重い人（要介護3～5）など、いわゆる災害時要援護者*をはじめとした高齢者は、自力避難が困難であったり、避難所生活で健康を崩しやすくなる場合があるため、支援体制を整備し、安全・安心対策の充実を図ります。

(1) 災害時要援護者の避難支援

災害発生時に、自力では避難することが困難な高齢者等を支援するために、防災部

局と福祉部局及び関係機関との連携のもと、災害時要援護者情報の収集・共有の方法や、災害時要援護者への情報伝達体制や避難支援体制等の整備を図っていきます。

また、災害時要援護者の自助、地域（近隣）の共助、公助の基本理念により、市民、地域、各種関係機関と行政が連携し、それぞれの役割分担等を検討し、避難支援対策を講じていきます。

（２）家具転倒防止器具*等の設置推進

地震による家具の転倒等の被害から高齢者等の身体を守り、安心した在宅生活を送れるよう、家具転倒防止器具等の設置について、引き続き市民への啓発活動を行うとともに、購入や取り付け費用の助成について取り組んでいきます。

2 防犯対策

市民と行政、さらに各種団体との連携・協働により安全で安心して暮らせるまちづくりを進めるために、地域の防犯対策の強化を図るとともに、自治会など自主防犯活動の支援を実施します。

（１）松戸市警防ネットワーク

市・市政協力委員・地域・防犯協力団体・警察などの連携により犯罪が起きにくい地域環境をつくり、犯罪ゼロのまちづくりの実現を目指します。

（２）まつど安全・安心シルバーネットワーク

年々高齢化が進むなか、高齢者をめぐる犯罪情勢や交通事故情勢等が悪化していることから、市、警察、高齢者関係団体、防犯・防災・交通安全等に係る団体で「まつど安全・安心シルバーネットワーク」を構築し、市を挙げて高齢者の犯罪や交通事故、災害等に対する抵抗力を強化するための総合的な対策に取り組みます。

（３）自主防犯活動に対する支援

青色回転灯装着車両（青パト）による自主防犯パトロールで使用した燃料費及び自主防犯活動で用いる詰め所等の家賃を補助し、安全で安心なまちづくりのために、地域で行われている自主防犯活動の支援を推進していきます。

（４）防犯活動用品の貸出

市内各地域において安全・安心に対する意識が高まり、防犯団体や町会、ボランティアなどが一体となった防犯活動が積極的に行われており、この犯罪抑止に向けた活動を支援するため、防犯活動用品の貸出を行っています。

(5) 街頭防犯カメラ

安全で安心なまちづくりを推進するため、街頭に防犯カメラを設置し、犯罪を未然に防ぐよう取り組みます。

3 交通安全教育

高齢者が住み慣れた地域で安全で安心して快適に暮らせるよう、参加・体験・実践型の交通安全指導など、高齢者が交通事故に遭わない、交通事故を起こさないための取り組みを行い、交通安全意識の啓発に努めます。

(1) 交通安全啓発事業

老人クラブや老人福祉センター等の行事や高齢者の各種集会等での交通安全教室などを通じて、夜間における歩行者及び自転車利用者等の交通事故防止に効果的な視認性の高い服装及び反射材についての理解、利用促進など高齢者自らが安全な行動を実践できるような交通安全教育を推進していきます。また、地域福祉団体、自治会等との連携により高齢者宅を訪問し、交通危険箇所などの交通情報の提供を行うとともに、交通事故に遭わないための交通安全教育も行っていきます。

(2) シルバーリーダーの養成・指導

各老人クラブで自主的に交通安全活動ができる十分な知識と技能を修得してもらうために、交通安全シルバーリーダー研修会を開催し、老人クラブにおけるリーダーの養成を図ります。

第6節 高齢者にやさしいまちづくり推進事業

高齢者をはじめ、すべての人が安全・安心に生活し、社会参加できるように配慮したまちづくりを総合的に推進します。

1 人にやさしい安心して暮らせるまちづくり

(1) 人にやさしい公共施設整備指針に基づくバリアフリーの推進

「すべての市民が、好きなときに好きなところへ自由に行動することにより、人や自然と出会い、多様で豊かに人とふれあい、社会参加できるような、人にやさしいま

ちづくりをめざす」という、「松戸市人にやさしい公共施設整備設計指針」の基本理念に基づき、高齢者が住み慣れた地域の中で安心して生活が送れるよう、引き続きバリアフリー化を推進します。

(2) 交通バリアフリー基本構想に基づく拠点整備の促進等

「松戸市交通バリアフリー基本構想」に基づいて、早期に重点整備地区の整備完了を目指すとともに、他の地区についても新たな重点整備地区の指定の必要性や、バリアフリーの整備内容に関する検討を行い、バリアフリーのまちづくりを促進します。

(3) 公共交通機関のバリアフリー化の促進

いわゆる「バリアフリー新法」の施行により、公共交通機関、公共施設、建築物等のバリアフリー化が推進され、高齢者や障害者等にやさしいまちづくりが進められています。

本市では、バリアフリーの取り組みの中でも特に多くの市民が利用する鉄道駅のエレベーター等の設置に重点を置き、鉄道事業者に対し補助金交付等の支援を行い、エレベーター等の設置を促進しています。

また、路線バスについては、段差が少なく乗り降りがスムーズなノンステップバス*が拡充されるよう、引き続き関係機関と調整を図り必要な支援を行っていきます。

(4) 福祉有償運送

福祉有償運送は、NPO法人等の非営利法人が自家用車両を使って、一人でタクシー等を利用することが困難な会員登録をした要介護・要支援認定者などの移動に支援が必要な人に対して、ボランティア的に有償で行う輸送サービスです。サービスの実施に際しては、市が設置する福祉有償運送運営協議会による協議が必要です。今後も、運営協議会により、福祉有償運送の必要性、安全の確保等を協議し、サービスが適正に実施されるよう努めていきます。

(5) 市民への啓発

高齢者が住み慣れた地域の中で安心して生活が送れるようなまちづくりのためには、市民全体の思いやりやいたわりの気持ちの醸成が大切です。人にやさしいまちづくりをめざし、福祉教育の推進や広報等を活用した啓発を行っていきます。

第7節 介護保険事業

介護保険制度は、平成12年4月の創設以来11年が経過し、老後の安心を支えるしくみとして定着してきました。今後も、介護が必要な人の尊厳を保持し、能力に応じて自立した生活を営むことができるよう支援するという介護保険の基本理念に基づき、介護保険サービスの充実と質の確保及び向上に努めます。

1 介護保険サービスの充実

高齢期の暮らし方については、「できるだけ自宅で暮らしたいが、寝たきりになったり物忘れの症状がはげしくなったら介護保険施設などへ入所したい」と望む人が多く、その理由として家族への負担が大きいことがあげられます。また、「寝たきりや認知症の症状がはげしくなっても最後まで自宅で暮らしたい」と望む人も少なくありません。

「自分の家でずっと暮らしたい」「自分の家に帰りたい」このような望みをかなえられるよう在宅での生活を支援するサービスを充実させるとともに、常時介護が必要な場合には適切な施設や24時間対応のサービスを提供できるよう、介護保険サービス基盤の整備に努めます。

(1) 居宅サービス

介護が必要な状態になっても、適切なサービスを利用しながら住み慣れた地域で可能な限り自立して暮らし続けられるように、自宅等での生活を支援するサービスについて、引き続き充実に努めます。

また、通いを中心としつつ必要に応じて宿泊できる小規模多機能型居宅介護*や、介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成23年法律第72号）により新設された定期巡回・随時対応型訪問介護看護*、その他各種サービスの組み合わせにより必要なときに随時サービスが提供されることで、常時介護が必要な場合であっても自宅での生活が継続できる体制の構築を目指します。

(2) 施設・居住系サービス*

介護度の重度化などにより在宅での生活が困難な高齢者を支援するために、居宅サービスとのバランスを図りながら介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）や認知症対応型共同生活介護（グループホーム）などの施設・居住系サービスの整備を図ります。

また、心身の状態の低下により施設に入所しても、住み慣れた自宅に戻りたいと望む高齢者は少なくありません。在宅生活に復帰するためのリハビリテーションなどを

中心としたケアを提供する介護老人保健施設を本計画期間中に 200 床増床し、在宅生活への復帰を促進します。

2 サービスの質の確保及び向上

多様化するニーズに対応した質の高いサービスを確保するため、居宅介護支援事業者*やサービス提供事業者の支援を行います。

(1) 介護給付の適正化

介護給付の適正化を図るため、要介護認定の適正化、ケアマネジメント*等の適切化、縦覧点検、医療情報との突合、介護給付費通知を主要な 5 事業として介護給付適正化事業を推進し、さらに強化していきます。

ケアマネジメント等の適切化においては、ケアプラン*、住宅改修及び福祉用具購入の点検を行い、不適切なサービスを抑制し、質の高いサービスが提供されることを目的として実施します。

縦覧点検、医療情報との突合では、国民健康保険団体連合会*での審査情報を基に、重複請求を点検し、誤った請求を是正します。あわせて介護給付費通知においては、介護保険サービスの利用実績を通知することで、不正請求を抑止していきます。

また、介護保険制度への理解を深め、サービスを適切に利用できるよう、ガイドブックの作成・配布についても引き続き実施します。

(2) 研修会の開催

居宅介護支援事業者を中心とした介護保険事業者に対し、介護保険の最新情報や市で行う保健福祉サービス等の情報提供を主とする研修会を引き続き開催し、サービスの質の確保・向上に努めます。また新規に指定された居宅介護支援事業者に対する研修会も継続して開催します。

(3) 事業者の監督・指導・指定

従来から実施してきた集団指導や実地指導、監査については計画的に実施するとともに、指定基準違反等の疑いがある場合は、その都度必要に応じて実地指導、監査を実施し、サービスの質の確保・向上を目指し、給付の適正化を図ります。

なお、サービス事業者の指定に当たっては、基準の遵守はもちろんのこと、サービスの質の視点も重視していきます。

(4) 県との連携

都道府県指定の事業者に対する苦情・通報等については、事業者の立ち入り等含め、

都道府県の介護保険担当部署との連携・協力を行い、サービスの質の確保に努めます。

(5) 苦情への対応

市は、第一義的な窓口として、サービス利用者やその家族等からの相談対応をします。内容に応じて介護保険事業者に対し指導・助言を行い、苦情内容の改善を図り、さらなるサービスの質の向上に努めます。状況によっては地域包括支援センターとの連携、国民健康保険団体連合会の苦情相談窓口の紹介など適切かつ迅速に対応していきます。

(6) 介護相談員の派遣

サービス利用者等の相談に応じ、疑問や不満、不安の解消を図るとともに、事業所における介護サービスの質の向上を図ることを目的として、介護相談員が介護保険施設等の事業所を訪問します。今後も引き続き介護相談員・派遣先事業所・市の三者の連携に努めていきます。

3 適切な運営・評価

持続可能な介護保険制度を目指し、適切で安定した運営を行います。

(1) 介護保険運営協議会

介護保険事業の推進と適切な運営を図るため、定期的に点検し、評価を行う体制が必要です。

本市では、被保険者の代表、学識経験者、保健・医療関係者及び介護・福祉関係者など幅広い関係者を委員とする「介護保険運営協議会」を設置し、介護保険事業に関する調査・審議、地域密着型サービス指定に関する審議及び地域包括支援センターの設置等に関する事項の承認、事業の評価等を行い、適切な進行管理に努めます。

(2) 保険料収納率の向上

介護保険料は、介護保険制度を運営するための貴重な財源です。

今後も、高齢者に介護保険制度の趣旨や保険料所得段階などをわかりやすく説明し、理解が得られるようにきめ細やかな対応を心がけます。また、保険料納入の利便性の向上等を図るとともに税務部局と連携をとりながら収納率の向上に努めます。

(3) 要介護認定の適正化

公正・適正な要介護認定を行うため、一部の認定調査は、市が自ら実施するほか、現在実施している認定調査員研修、認定審査会委員研修などの充実を図ります。

また、末期がんなどにより状態が急速に悪化することが見込まれる人など介護保険サービスを早急に必要とする人には迅速に認定調査を実施するなど、申請から認定までにかかる日数の短縮に努めます。

4 低所得者への配慮

低所得者の経済的負担の軽減を図るために、介護保険料の減免や利用料の軽減等を実施します。

(1) 介護保険料の減免

地震や火災などの特別な事情による保険料納付困難者に対して、介護保険料の減免制度を引き続き実施します。

(2) サービス利用料の軽減等

利用料の軽減を図るために、社会福祉法人減免制度*の活用を促進し、現在、実施していない社会福祉法人*に事業の実施を働きかけていきます。

また、住宅改修、福祉用具購入における受領委任払い制度*を引き続き実施するとともに、地震や火災などにより特別な事情がある人については、サービス利用料を減免します。

第8節 地域包括ケア推進事業

行政をはじめとする、関係機関や団体、事業者等の保健・医療・福祉関係部門との連携・ネットワークを強化し、地域包括ケア体制の総合的な推進体制の確立を図ります。

また、地域包括支援センターを中核として、在宅介護支援センターや保健・医療・福祉・介護の関係機関との有機的なネットワークの構築を図ります。

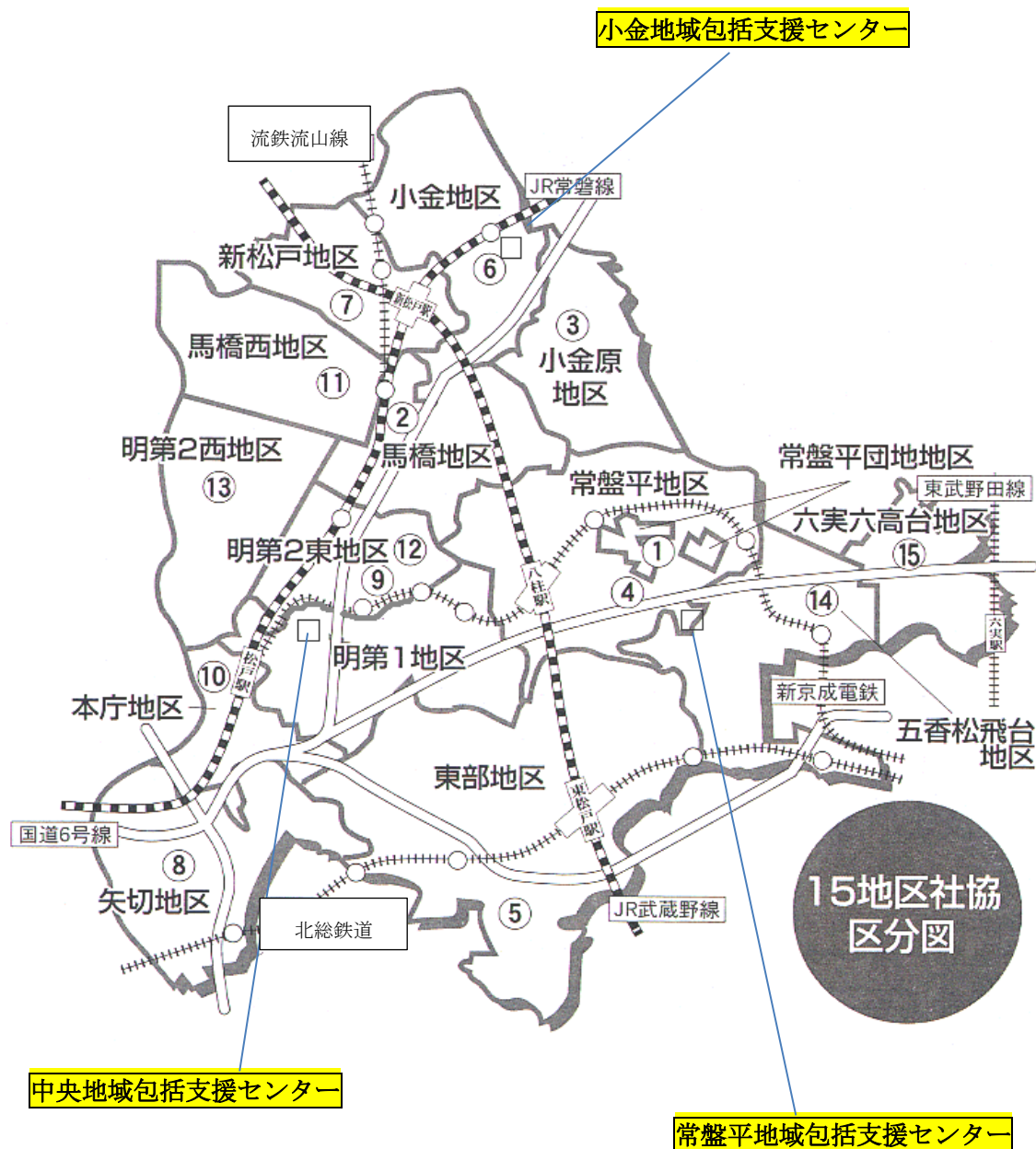
さらに、市民による地域福祉活動とも連携を強化し、きめ細かな地域包括ケア体制の確立を目指します。

1 地域包括ケア体制の整備

(1) 日常生活圏域

地域福祉を担う地区社会福祉協議会は、現在 15 地区あります。日常生活圏域の設定については、「いきいき安心プランⅢまつど」を踏襲し、引き続き「地区社会福祉協議

会」単位の 15 地区を基本とします。ただし、施設整備にあたっては、「常盤平団地地区社会福祉協議会」「常盤平地区社会福祉協議会」を『常盤平地区』とし、一体的に扱うこととします。



(2) 地域包括支援センター

地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごすための地域包括ケアの中心的な役割を果たしています。地域包括支援センターには、保健師等、社会福祉士、主任介護支援専門員が配置されており、それぞれ保健医療・福祉・介護の専門性を活かして協働し、高齢者の総合相談窓口として以下の4つの機能を担います。また、地域での活動を通じて、地域住民や医療機関・福祉関係団体等の関係機関との連携体制の構築に今後も努めていきます。

現在、地域包括支援センターは市内 3 ヶ所に設置されています。今後は、より効果的な活動の実施に向けて、地域包括支援センターの業務評価を行うとともに、在宅介護支援センターとの連携・調整を図りながら、地域包括支援センターの設置箇所数を増やし、支援体制の更なる強化を図ります。また、地域包括支援センターの整備状況を鑑み、在宅介護支援センターが実施している総合相談業務等については地域包括支援センターに集約していきます。

① 総合相談

在宅介護支援センターと連携し、高齢者やその家族のあらゆる相談をワンストップで受ける窓口となります。相談内容に合わせて適切な関係機関へつなぐなど、相談が途切れないよう地域の様々な関係機関と連携し支援します。

② 権利擁護業務

高齢者虐待への対応、成年後見制度の利用促進や本人または親族による申立ての支援など、高齢者の尊厳が守られるよう支援します。高齢者虐待への対応では、高齢者虐待防止ネットワークと連携し、市民向け虐待防止講演会を開催するなど、権利擁護に関する普及啓発活動にも取り組んでいます。 【42、55 ページ参照】

③ 包括的継続的ケアマネジメント

ケアマネジャー（介護支援専門員）ひとりでは解決が困難な高齢者の生活課題について相談を受けたり、地域の医療関係者等必要な専門職と一緒に考える機会を設け支援します。

④ 介護予防ケアマネジメント

介護予防事業（第 2 節の 2 参照）に参加し、介護予防に取り組む高齢者を増やすよう努めます。また、介護予防給付を利用する要支援認定者が、要介護状態にならないように適切に予防プランを作成し提供します。

(3) 在宅介護支援センター

地域に密着した高齢者や家族の身近な相談窓口として、介護だけでなく高齢者の生活に関わる様々な相談に対応します。また、地域包括支援センターの総合相談のブランチ窓口*として、ワンストップで相談を受け、適切なサービスや制度へのつなぎを行うと同時に、必要な場合は地域包括支援センターと連携を図り、高齢者の生活課題への支援を行います。

2 地域包括ケアを支える組織

地域包括ケアは、地域住民、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、高齢者支援連絡会、社会福祉協議会、医療関係団体（医師会など）、行政の関係機関が協働して取り組み、市政協力委員や民生委員・児童委員、はつらつクラブ（老人クラブ）、NPO 団体、

ボランティア団体等と連携を図りながら、地域福祉活動を充実・発展させ、コミュニティの充実を図り、地域包括ケア体制の確立を目指します。

(1) 市政協力委員

市と地域住民のパイプ役として、いろいろな情報や要望などの行政連絡を主な職務とする市政協力委員は、平成 23 年 10 月現在 406 名おり、地域のリーダーとして活躍しています。

今後も、民生委員・児童委員、社会福祉協議会をはじめとする各種団体や、市民による地域福祉活動とも連携を強化し、きめ細かな地域包括ケア体制の確立を目指します。

(2) 民生委員・児童委員

高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を営むうえで様々な困難が生じたとき、地域の身近な相談相手として相談に応じ、福祉サービスなどの紹介や助言を行い、問題解決のために行政や関係機関とのパイプ役を務めている民生委員・児童委員の役割は大きく、平成 23 年 10 月現在 517 名おり、松戸市の協力団体として地区ごとに幅広く活動を行っています。

今後も、町会・自治会はもとより、社会福祉協議会や各種団体等と連携を図って、地域包括ケアの推進に積極的に取り組みます。

(3) 社会福祉協議会

社会福祉協議会は、住民参加を基本に自治会、民生委員・児童委員、ボランティア団体のほか、福祉団体や福祉施設等と連携し、市民が安心して暮らせる福祉コミュニティづくりと地域福祉の推進を図ることを目的に活動を行っています。

地域福祉活動としては、市内 15 地区に地区社会福祉協議会（52 ページ参照）が組織され、その事務所を拠点として「自分たちの福祉課題は、まず自分たち自身で取り組もう」という住民意識を出発点とし、名前を呼び合える近隣関係と、住民の自主的・自発的な活動をもとに、ふれあい会食会やふれあい・いきいきサロン・各種講座・研修会・軽スポーツ大会の開催、広報紙の発行など、住みよい福祉のまちづくりを推進するためのさまざまな活動が実施されています。

今後も地域包括ケア体制の一翼を担う社会福祉協議会に対し、引き続き支援を行っていきます。

(4) 高齢者支援連絡会

高齢者支援連絡会は、高齢者が住み慣れた自宅や地域で安心して暮らすことができるように、「地域の福祉課題は、地域で解決する」という地域福祉の理念に基づいて、

地域住民、介護等に関わる専門職、行政が協働し、高齢者を支援する仕組みです。

現在、地区社会福祉協議会エリアを基本として、9つの地区で活動しています。今後も「松戸市地域福祉計画」「松戸市地域福祉活動計画（社会福祉協議会）」との整合性を図りながら、地域の実情により根ざした活動となるように、地域住民や専門職等との協働を推し進めます。

【52 ページ参照】

(5) 高齢者虐待防止ネットワーク

本ネットワークは、平成16年7月に設置され、高齢者虐待の予防・早期発見・早期対応・再発防止を図るため、保健・医療・福祉にとどまらず、人権擁護関係者や弁護士、警察、学識経験者等の多職種多機関から構成されています。この多職種多機関から構成されている利点を活かし、それぞれの視点や専門性を出し合いながら、複雑化する虐待事例への介入・支援方法等の検討を行います。

今後も、地域包括支援センターを中心に、多職種多機関とのネットワークを生かした支援を行うことで、円滑な対応が行えるよう努めます。

(6) 市民後見協力員の養成

成年後見制度利用者が自分らしい豊かな生活を継続できるように、弁護士・司法書士・社会福祉士等の後見人の活動を支援する「市民後見協力員」の養成に努めます。また、成年後見制度に携わる職能団体や関係機関と連携のもと、市民後見協力員の活用など成年後見制度利用者を支えるしくみを検討していきます。【42、53 ページ参照】

(7) 高齢者の生活を支える市民活動の推進

誰もが住み慣れた地域で安心して、いきいきと暮らしていくためには、地域で暮らす人たちが支えあっていくことが大切になってきます。公的な制度によるサービスを利用するだけでなく、地域での人と人とのつながりを大切にし、お互いに助けたり、助けられたりする関係を作っていくことが必要になってくることから、引き続きコミュニティの充実を図り、地域住民が主体となった地域福祉活動を支援し、地域包括ケア体制の確立を目指します。

3 介護と医療の連携

高齢者の安心を支えるためには、医療は欠かすことができません。さらに、住み慣れた地域で暮らし続けるための地域包括ケアシステムを構築するためには、介護と医療の連携は必要不可欠です。国や県の動向を注視しつつ、医療と介護を担う専門職や関係者が、互いの役割を理解し、多職種連携が図れるよう検討をしていきます。

(1) 在宅医療

日常的な診療や健康管理等を担っている「かかりつけ医」は、在宅医療において非常に重要な存在です。平成 20 年 3 月に保健部門で実施した市民アンケート調査では、約 8 割の高齢者がかかりつけ医をもっています。今後も、かかりつけ医の普及を図ります。

また、市内には、24 時間体制で往診や訪問看護を実施する在宅療養支援診療所*が 21 ヶ所（千葉県保健医療計画 平成 23 年 4 月）、訪問診療可能な病院及び診療所が 47 ヶ所（平成 23 年 2 月現在、松戸市医師会調査）あり、地域の在宅診療を支えています。加えて、ケアマネジャー（介護支援専門員）などが認知症の人を紹介可能な「認知症患者さんの窓口医療機関」が 45 ヶ所（平成 23 年 11 月現在、松戸市医師会）あり、認知症の評価や治療で一定の役割を果たしています。

さらに、松戸歯科医師会では、会員が訪問歯科診療を実施し、歯科診療所への通院が難しい人に対応しており、医療の提供体制は整っているといます。

しかし、今後、増加する高齢者に対応するためには、在宅医療を担う医師、歯科医師等のマンパワーの確保が大きな課題です。

一方、介護保険制度における医療関連サービスの利用状況として、訪問看護は、平成 18 年度から一旦減少しましたが、その後また増加傾向に転じており、今後はさらに、訪問看護の需要が増大する見込みです。

このような中で、国では、社会保障・税の一体改革の中で、2025（平成 37）年に向けて、患者ニーズに応じた病院・病床機能の役割分担や、医療機関相互の連携及び、医療と介護の連携強化を通じて、より効果的・効率的な医療・介護サービス提供体制の構築を目指し、検討を進めています。特に、在宅医療の充実として、看取りを含めた在宅医療を担う診療所等の機能強化、訪問看護等の計画的整備等の取り組みの方向性が示されています。

今後は、国の動向を注視しつつ、さらに増加する、認知症やがん・慢性閉塞性肺疾患などに対応するため、関係機関と連携を図り対策を検討していきます。

(2) 医療機関との連携

松戸市医師会の協力により、認知症の人が早期に適切な診療が受けられるよう、ケアマネジャー（介護支援専門員）等と認知症窓口医との円滑な連携の仕組みづくりが進められています。また、退院調整など、病院等の医療ソーシャルワーカー*や看護師と在宅を支える介護支援専門員との顔の見える関係での連携が進みつつあります。さらに、国から「在宅医療連携拠点事業*」の委託を受けた市内診療所が、ケアマネジャー（介護支援専門員）等と医療機関の連携をはじめとした、多職種連携の仕組みづくりに取り組んでいます。

一方、千葉県は、循環型地域医療連携システム*の実現に向けた取り組みとして、地

域生活連携シート*や地域医療連携パス*の活用による医療・介護の連携を推進していきます。

今後は、医師会等と協力し、介護と医療の連携をより一層推進するとともに、県の動向を見据えながら、地域生活連携シート等のツールの活用も進めていきます。

4 関連計画との連携

“みんなで築く福祉のまち”という基本理念のもと策定されている「松戸市地域福祉計画」及び「松戸市地域福祉活動計画（社会福祉協議会）」と整合性を図り、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしてつづけられるまちづくりを目指します。

(1) 松戸市地域福祉計画

誰もが安心して地域で暮らしてつづけられるとともに、より魅力のある生活が実現できるよう、市民一人ひとりが自立しながら、お互いに地域で助け合い、市民と行政・事業者の協働により、必要なサービスを受けることができる地域社会づくりを進めていくために策定された「松戸市地域福祉計画」と、引き続き整合性を図っていきます。

(2) 松戸市地域福祉活動計画（社会福祉協議会）

「松戸市地域福祉計画」の“みんなで築く福祉のまち”という基本理念を受け、地域福祉を推進する団体として社会福祉法に位置づけられている社会福祉法人松戸市社会福祉協議会で策定された「松戸市地域福祉活動計画（第3次）」について、引き続き協働して取り組み、住み慣れた地域で安心して暮らしてつづけられるまちづくりを目指します。

第9節 施設整備事業

介護保険サービスや保健福祉サービスを安定的に供給していくために、サービス提供施設等の基盤整備を計画的に推進していきます。

1 介護保険関連施設等の整備

(1) 施設サービス関連施設

在宅で日常生活を営むことが難しくなった時に、要介護高齢者が適切な施設を選択し利用することができるよう、施設サービスの提供体制の確保に努めます。

なお、医療制度改革により平成23年度末までに、介護老人保健施設や介護老人福祉

施設（特別養護老人ホーム）などの介護施設等に転換し、制度が廃止されることとなっていた「介護療養型医療施設」については6年間転換期限が延長されることとなりました。市内事業者の動向については、計画期間中に2施設が特定施設入居者生活介護に転換することが決定しておりますが、残り1施設については未定です。

（2）地域密着型サービス

前期計画において設定した地域密着型サービス整備計画は、事業者側の採算性の問題などから整備目標を達成することができませんでした。

今後もさらに増加する見込みである要介護高齢者が、いつまでも住み慣れた地域で生活できるよう、積極的に事業者の参入を促進し、基盤の整備に努めます。

（3）養護老人ホーム*とケアハウス*

前期計画において、施設の老朽化等から廃止を含め検討・研究を進めてきた養護老人ホーム「松風荘」については、平成24年3月末日をもって施設を閉鎖しますが、今後は社会福祉法人が建設、運営する新たな養護老人ホームの整備を目指します。

また、ケアハウスについては現在市内に5ヶ所ありますが、高齢者対象の施設の多様化により需要に対してはほぼ供給を満たしていると思われることから、本計画では新たな整備は見込まず、現状を維持していきます。

第10節 情報整備事業

従来の情報提供手段の充実に併せ、高齢者や介護従事者がいつでもどこでも必要とするサービス情報が得られるような体制づくりに取り組みます。

1 情報提供の整備

介護保険制度や介護サービス事業者の情報をまとめたガイドブックやながいき手帳、生活カタログ、広報まつどなどにより今後も情報提供に努めていきます。また、より広く周知できるように各種情報をホームページにも掲載します。あわせて「パートナー講座」などにより、地域住民等を対象に随時説明会を実施します。

第 1 1 節 計画の評価・推進

本計画の進行管理に関しては、高齢者保健福祉施策及び介護保険事業の進捗状況の点検や分析・評価を行い、これを松戸市高齢者保健福祉推進会議及び介護保険運営協議会へ定期的に報告を行っていくことにより、計画全体の進行管理を図っていきます。

(1) 高齢者保健福祉推進会議

高齢者保健福祉推進会議は、高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画を一体的に推進・策定することを主な事業内容として設置してきました。今後は、保健・医療・福祉関係者・市民代表等の委員の任期を両計画期間と同様の 3 年間とし、これまで以上に両計画の進捗状況の点検や分析・評価を行い、計画全体の進行管理を図っていきます。

また、必要に応じて部会を設置し、より具体的なテーマについて、検討・研究していきます。

(2) 介護保険運営協議会（再掲）

【50 ページ 参照】

